2　暴力対策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務の企画及び立案並びに推進に関すること。
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する暴力の防止及び被害者の保護に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。
3　暴力対策推進室に、室長を置く。

附則第四項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○内閣府令第十五号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第三項及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

内閣総理大臣　菅　**直人**

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「港湾空港建設課」の下に「、空港整備課」を加える。

第二十三条第二号中「第五十六条の二」の下に「、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を加える。

第三十条第一項中「金融証券検査官十人以内」を「金融証券検査官九人以内」に改める。

第三十一条第一項中「調査官六人以内」を「調査官七人以内」に改める。

第三十二条第一項中「国有財産監査官二人」を「国有財産監査官三人以内」に改める。

第五十八条の二を次のように改める。

（消費経済室）

第五十八条の二　商務通商課に、消費経済室を置く。

2　消費経済室は、第五十五条第九号、第十六号、第十七号及び第十八号に掲げる事務をつかさどる。

3　消費経済室に、室長を置く。

第五十九条中「一室」を「二室」に改め、「道路管理課」を「道路管理課　建設工務室」に改める。

第六十二条第四号中「港湾空港建設課」の下に「及び空港整備課」を加える。

第六十二条の二中「及び港湾空港建設課」を「、港湾空港建設課及び空港整備課」に改める。

第六十四条第六号中「空港整備勘定及び」及び「及び空港等」を削る。

第六十四条の二中「空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する」を「次に掲げる」に改め、次の三号を加える。

一　空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

二　社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に属する事業費（空港等に関するものに限る。）をもってする営繕に係る工事の設計、施工及び工事管理に関すること。

三　空港等に関する国の直轄の事業についての入札及び契約の技術的審査に関すること。

第六十五条第二十号中「及び港湾空港建設課」を「、港湾空港建設課及び空港整備課」に改める。

第六十五条の二第六号中「及び地質調査業者」を「、地質調査業者、宅地建物取引業者、マンション管理業者及び不動産鑑定業者」に改める。

第六十六条第九号中「関すること」の下に「（建設工務室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十一号を次のように改める。

十一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定による緊急調査の実施に関すること。

第六十六条中第十二号及び第十三号を削る。

第六十七条第十三号中「地方公共団体等」を「地方公共団体その他国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）第二条に規定する公共的団体（以下「地方公共団体等」という。）」に改め、「道路管理課」の下に「及び建設工務室」を加え、同号を同条第十七号とし、同条第十二号を同条第十六号とし、同条第十一号を同条第十五号とし、同条第十号を同条第十四号とし、同条第九号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　指定区間外の一般国道、県道及び市町村道の整備及び保全に係る助成に関すること。

第六十七条中第八号を削り、同条第七号中「関すること」の下に「（建設工務室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「（道路管理課の所掌に属するものを除く。以下この条において同じ。）の実施の調整に関すること」を「の実施の調整に関すること（建設工務室の所掌に属するものを除く。）。」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　直轄工事の請負工事の内容審査に関すること（建設工務室の所掌に属するものを除く。）。

第六十七条第五号の次に次の三号を加える。

六　道路の整備等に関する長期計画に関すること。

七　道路の構造の調査に関すること。

八　道路の整備等に関する長期計画に関する調査に関すること。

第六十八条中第九号を第十号とし、同条第八号中「及び港湾空港建設課及び空港整備課」を「、港湾空港建設課及び空港整備課」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　地域道路の構造の保全に係る調整、指導及び監督に関すること。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（建設工務室の所掌事務）

第六十八条の二　建設工務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄振興特別措置法第百七条第三項の規定に基づき国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行う権限に基づく事務のうち、工事の実施の調整に関すること及び道路に関する工事の実施の調整に関すること（河川課及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

二　直轄工事の請負工事の内容審査に関すること（道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

三　河川及び道路に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること（道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

四　社会資本整備事業特別会計の業務勘定に属する事業費（河川及び道路事業等に関するものに限る。）をもってする営繕に係る工事の設計、施工及び工事管理に関すること。

五　地方公共団体等からの委託に基づき、河川の管理に関する事務及び道路整備等に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理に関すること（道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

第八十三条第一項中「運航労務監理官四人以内」を「運航労務監理官五人以内」に改める。

第九十四条第一項中の表中

「

北部ダム事務所	名護市	北西部河川総合開発事業に係るダム（大保川大保ダム、比地川比地ダム及び奥間川奥間ダム）及び東部河川総合開発事業に係るダム（億首川億首ダム）
		ダムの建設工事に関すること。
		北西部河川総合開発事業に係るダム（大保川大保ダム、比地川比地ダム及び奥間川奥間ダム）及び東部河川総合開発事業に係るダム（億首川億首ダム）に係る河川
		河川の管理に関すること。
		沖縄県の全区域
		河川総合開発事業の調査に関すること。

」を